

4. 土地開発公社の解散、土地開発基金の廃止について

バブル崩壊後、土地開発公社で塩漬けとなっている土地の含み損問題が話題となっているが、県の土地開発公社は、塩漬け土地等の問題はなく、目的を終了したものとしてすでに解散している。

また、土地開発基金で保有してきた長期未利用土地の有効活用の課題に取り組むべく、当該土地を一般会計で買い戻し、当該土地の有効活用について県有地利用検討委員会において検討している。なお、土地開発基金はすでに廃止されている。

各々の概況は次のとおりである。

(1) 土地開発公社の解散について

群馬県土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和 48 年 11 月、群馬県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に設立された。

国や県などから委託され、土地取得の斡旋及び取得した翌年度以降 4 年以内に買い戻される土地の先行取得しか行っていないため、いわゆる「塩漬け土地」はなく、不良債権も存在しない。

しかしながら、近年の地価の継続的な下落傾向や高速道路等の大規模な用地取得がほぼ終了し、平成 15 年度以降公社経営における土地の先行取得の意義が薄れてきたこと、並びに、知事の進める県政運営の改革方針を一層推進するために解散することとなり、平成 21 年 8 月に解散している。

今後の公共用地の先行取得は「群馬県用地先行取得特別会計」により行うこととしている。

(2) 土地開発基金の廃止について

土地開発基金は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、昭和 44 年に当時の自治省通達を受けて設置された。

しかしながら、上記と同様の社会背景により、県有施設用地の需要そのものが減少してきており、議会の承認を受けずに用地を取得できる制度であるため、長期に有効利用されない用地取得が行われるなど、弊害を生んだのも事実であり、当初の役割を終えたものとして平成 21 年度末に廃止された。

廃止に伴い、8,607,468 千円の予算で全 18 件の土地を一般会計で買い戻し、買い戻した土地の管理は、原則として廃止時点で管理していた部局が行うこととされ、また管財課、関係課を中心に全庁をあげて早急に検討を進め、有効活用・処分を図ることとしている。

当該土地の状況については、第 4.9.(1) 土地開発基金から買い戻した土地についてに記載した。